

外食・中食産業持続的発展対策事業

令和6年能登半島地震被災飲食店による 営業継続の取組補助金



公募期間（受付期間）

令和6年 4月24日(水)～5月24日(金)

17:00 受付締切・WEB登録完了

実施期間：令和6年1月1日(月)～令和6年9月30日(月)

公募内容（募集内容）

令和6年能登半島地震で被害を受けた飲食店事業者(中小・中堅企業)における
営業継続に資するキッチンカー・キッチントレーラー等による
出店営業及び仮設店舗等での営業の取組

※応募内容を審査し、補助対象事業者を採択するため、全ての応募事業者が補助対象になるわけではありません。

応募対象者

令和6年能登半島地震の被災4県(新潟県・富山県・石川県・福井県)で
飲食店を営む者のうち、令和6年能登半島地震の被害を受け、
今後も被災4県にて継続して営業活動を行う
意思がある飲食店事業者(中小・中堅企業)

※詳細は裏面をご覧ください。

お問い合わせは

✉ info@jmac-r4h-eat.jp ☎ 0570-067766

メール、お電話での受付は、令和6年4月24日(水)9:00から開始致します。

[受付対応時間] 9:00～17:00(平日) ※土日・祝日は休業

補助上限

300万円

補助率

1/2以内

応募は
特設サイトから



JMAC 能登 営業継続



<https://jmac-foods.com/adopted/1827/>

応募対象者

令和6年能登半島地震(新潟県・富山県・石川県・福井県)で被害を受け、
今後も被災4県下にて継続して事業活動を営む意思があり、
かつ以下の要件を満たしている飲食店事業者(中小・中堅企業)

- 「飲食店営業」又は「喫茶店営業」の許可を受け、令和6年能登半島地震の被災4県(新潟県・富山県・石川県・福井県)に店舗(営業拠点)が所在していること
- 被害状況を証明できること(罹災証明等)
- 被災した為、自店舗での営業が困難であること
- 令和5年1～3月と令和6年1～3月の売上比較が前年比20%以上減少していること
- 飲食店事業以外の事業も営んでいる場合は、令和5(2023)年の飲食店事業の売上割合が70%以上かつ、売上・営業利益の区分会計ができていること
- 事業者として、以下のいずれかの要件を満たすこと
ア：資本金5千万円以下または従業員が50人以下
イ：従業員数が2,000人以下の法人(アに該当する者を除く。)

※風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律。第2条第4項の「接待飲食等営業」を営む飲食店は応募はできません。
※他にも要件がありますので、必ず公募要領をご確認ください。

対象経費

被災4県にて一時的に営業機会を確保するため、
キッチンカー・キッチントレーラー等による出店営業・
仮設店舗等での営業による営業継続の取組に伴う

賃借料及び使用料・印刷製本費・広告掲載料・消耗品等

※被災した為、自店舗での営業が困難であり、事業実施期間中に1ヶ月間以上(1ヶ月あたり8日以上)、
被災4県にて営業を行うことを前提とします。

※令和6年1月1日の能登半島地震による災害発生以降で、交付決定の前に行われた事業に要する経費についても、
適正と認められる場合には補助金の対象となります。

※詳細は、公募要領をご確認下さい。

補助対象となる取組

キッチンカーや
キッチントレーラーでの
一時的な営業



仮設店舗での
一時的な営業